

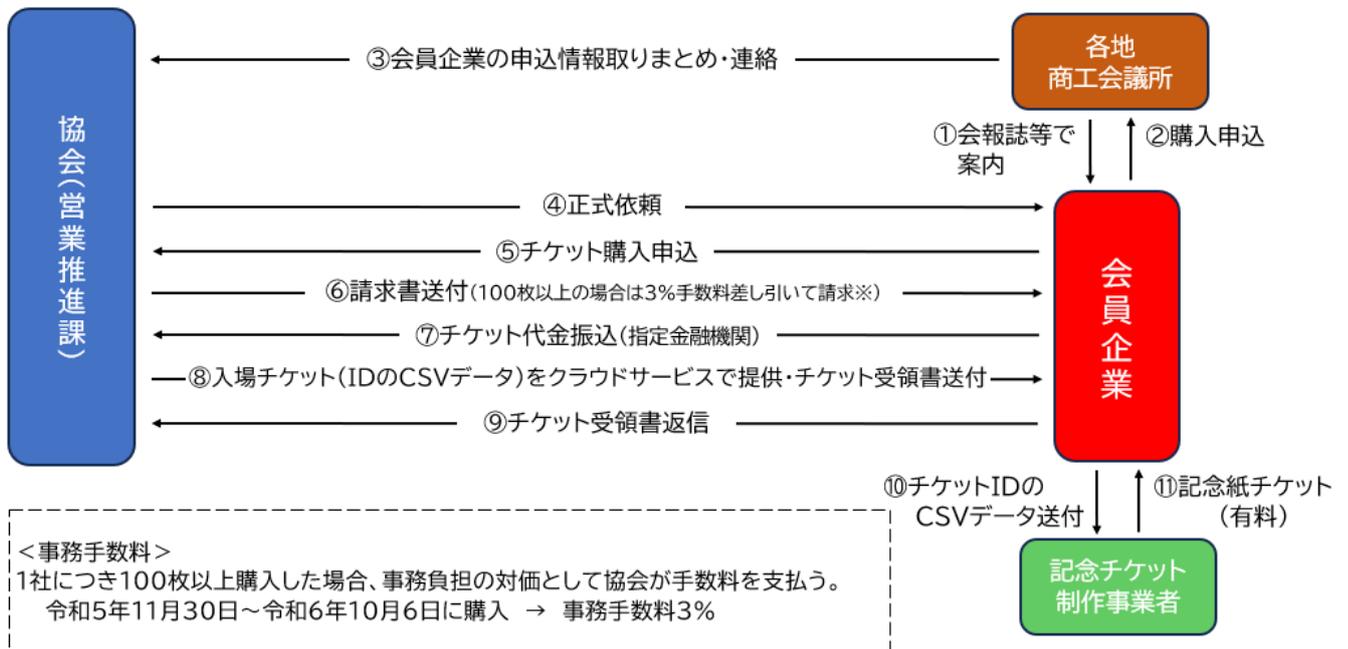
チケット購入に関するFAQ

Q1. 会議所を通じて購入申込をするメリットは何か。

- A1. 当所を通じてお申込みいただいた会員事業所様に限り、原則100枚以上から作成できるカードサイズ・紙素材の記念チケットが、1社1枚から作成できます（作成は有料になります）
- ※1枚あたりモノクロ100円、カラー150円（いずれも税別・送料別）
 - ※99枚以下の場合、社名・ロゴ印字は不可。

Q2. 申込み後の流れを教えてください。

- A2. 当所で購入希望のお申込みを受け付け、申込内容を万博協会に連絡いたします。
- その後、万博協会から事業所宛にチケット購入手続きに関して連絡が入りますので、正式な購入手続きをお願いいたします。詳細は下記のスキーム図をご確認ください。
- ※令和6年10月4日(金)までに万博協会においてチケット代金の入金を確認できない場合、超早期購入割引の対象となりません。



Q3. 一日券以外の券種は購入できないのか。

- A3. 当所では超早期割引入場チケット（一日券）のみの申込を受け付けております。
- その他券種の購入をご希望の場合は、担当までお問い合わせください。

Q 4. チケット I Dがあれば万博会場に入場できるのか。

A 4. チケット I Dのみでは入場できません。チケットを利用される方による「万博 I D (来場者の個人情報)」への登録が必要となります。万博 I Dとチケット I Dを紐づけることで、来場予約やパビリオン・催事の抽選にお申込みいただく事が可能になります。

当所を通じたお申込みの場合、購入申込枚数分のチケット I Dが企業宛に C S V データで送付されますので、その後は実際にチケットを利用される方へチケット I Dを配布していただき、合わせて万博 I Dの登録についてご案内をお願いいたします。

Q 5. スマートフォンやパソコンを持たない人は万博 I Dの登録はどうすれば良いか。

A 5. 16 歳未満のお子様(※)や、スマートフォンの操作に不慣れな方、デジタル機器をお持ちでない方など、ご自身で登録することが出来ない方については、ご家族や同行の方による代理登録が可能です。入場時は、代理登録を行った方のスマートフォンやパソコンから、代理登録された方の QR コード (印刷した紙でも提示も可) をご用意いただく必要があります。

※ヨーロッパの個人情報保護方針「GDPR (EU 一般データ保護規則)」により、16 歳未満の子供の個人情報について、保護者が管理することが義務付けられていることから、万博のような世界的なイベントでは、この GDPR の法律に遵守することが求められます。

Q 6. 紙素材記念チケットとは何か。

A 6. 大阪・関西万博では、従来の紙チケットに代わり電子チケットの利用が基本となりますが、お取引先等への配布用など、ご希望の場合は有料で紙素材の記念チケットを作成いただく事ができます。

カードサイズ・紙素材の記念チケットに関しましては、100 枚以上の購入が原則で、100 枚以上で社名、1,000 枚以上で会社ロゴの印刷が可能です。

なお、会員事業所様が当所を通じて前売チケットをお申込みいただく場合、99 枚以下でも、簡易記念チケットの作成が可能です。社名・ロゴの印字は出来かねます。

料金等の詳細は、万博協会 HP 内にある、法人・団体様向け記念チケット [実物チケット] に関する購入ガイドサイト (<https://2025kinenken-hojindantai.jp/>) をご確認ください。

Q 7. 会議所の申込締切を過ぎたら購入できないのか。

Q 7. 当所の申込締切日を過ぎた場合は、万博協会HP内のチケットインフォメーションから直接購入をお願いいたします。その場合、カードサイズ・紙素材の記念チケット作成には100枚以上の購入が必要となります。

※締切日までに会議所にお申込みいただいても、令和6年10月4日(金)までに万博協会が入金を確認できない場合は、超早期購入割引の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 8. 会社でチケットを購入した場合の会計上の取り扱いについて教えてほしい。

A 8. 入場チケットにつきましては、ご購入時に資産計上の会計処理が必要になります。

その後、使用用途が確定した際に、費用計上を行っていただくこととなります。

※詳しくは、監査法人・顧問税理士等にご確認をお願いいたします。

Q 9. 会社でチケットを購入した場合の税務上の取り扱いを教えてほしい。

A 9. チケット購入費上の税務上の取り扱いにつきましては、2005年愛知万博と同様の取り扱いとなります(国税庁HP <<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/050707/01.htm>>)

①法人が販売促進等の目的でチケットを取引先等に交付する場合、そのチケットの購入費用については交際費等に該当せず、販売促進費等として処理することができます。

②企業が従業員のレクリエーション等として博覧会を見学させる場合、そのチケットの購入費用および見学のために要する交通費、宿泊費等について福利厚生費に該当します。従業員の家族を含めた実施の場合も同様となります。最終的に入場が確認できたチケット分が仕入税額控除の対象となりますので、協会に依頼すれば、チケットの使用状況一覧のデータ提供が可能です。

※詳しくは、監査法人・顧問税理士等にご確認をお願いいたします。

その他ご不明な点がございましたら、下記サイトをご確認ください。

■大阪・関西万博チケットインフォメーション内「万博 IDに関するよくあるお問い合わせ (FAQ)」

<<https://www.expo2025.or.jp/tickets-index/id-faq/>>

■EXP02025 デジタルチケットサイト内「よくあるお問い合わせ (FAQ)」

<<https://ticket.expo2025.or.jp/faq/>>